

事業完了報告書を受けての「監査」の実施について

資金分配団体の事業完了後、JANPIAの総務部は資金分配団体に監査を行います。監査の概略は以下のとおりです。

➤ 本監査を通じて、資金分配団体の事業運営全般を俯瞰的に見ることにより、会計監査（内部・外部問わず）等と相乗効果を図り、事業運営の質的の向上および組織基盤の強化に役立てて行くことを目的とします。

※事業の効果や社会課題解決に向けての組織基盤整備の効果等については、「評価」の実施により確認を行っていきます。

➤ 資金分配団体における休眠預金の活用事業の実施やガバナンス・コンプライアンス体制整備の状況等の確認を行ったうえ、資金提供契約書等の内容への反映等や実行団体のガバナンス・コンプライアンス整備の在り方（ガイドライン作成等）に繋げていきます。併せて、資金分配団体が実行団体へ行う監査状況も確認いたします。

本監査を通じて、JANPIAのPOによる事業運営・進捗の日々のモニタリングに加え、休眠預金活用事業全般の事業運営における仕組みやプロセスを統括的に振り返り、改善を加えていくことによりPDCAサイクルの一助として活用していきます。



【事前監査】・・・書類を中心に実施

●事業完了報告書の確認

●提出済みの収支管理簿や各種報告書*の確認

※事業計画書、資金計画書、実行団体公募結果報告書、評価計画書
事前評価報告書、進捗報告書、年度末報告書、年度末精算報告書等

●担当POから連携状況等の確認

●「資金提供契約書チェックリスト」による確認

・諸規程等の整備・公開等のガバコンの対応状況
・口座管理・現金管理の対応状況

【本監査】・・・ヒアリング等を中心に実施

●事業完了報告書への記載事項に関する質疑応答

●事業実施期間を通じての確認事項(JANPIAにおける事前監査で確認事項として整理をした事項)についての質疑応答・意見交換等

※ チェックリストの全ての項目ではなく、確認すべき項目のみについての質疑応答により双方向での確認を行います。

※ 必要に応じて証書類の確認を行います。

事業完了後の監査以外に、事業期間を通じてJANPIAの監査部門が、定期的に担当POへの確認や資金分配団体への「検査」を行います。（緊急枠資金提供契約書第22条（条文は支援枠の種類によって若干異なります））

※ 監査は資金提供契約書の条文に則って行うものです。監査は客観性の確保の観点から当該団体の担当PO以外が行います。

※ 事業完了後の監査とは別に、会計監査は自団体での内部監査または外部監査を実施いただく必要があります。

※ 資金分配団体が実行団体へ行う監査は、本方針を参考として実施をいただくこととなります。